

西小松川町、東小松川一・二丁目地区

# まちづくりニュース

第3号 2020年7月発行

## まちづくり協議会が設立されました

6月26日(金)に、町会役員、町会推薦の方及び公募会員の合計50名による、「西小松川町、東小松川一・二丁目地区まちづくり協議会」が設立されました。

設立総会では、協議会の活動ルールとなる会則案の承認に続き、会長及び副会長が選任されました。

会 長：関口 孟利

副会長：森 英子・神原 喜一・吉田 誠男



### 協議会会長あいさつ

まちづくり協議会の会長の大役を仰せつかりました。

子供たちのためにも素晴らしいまちづくりをして、私たちのふるさとを皆さまとともに繋いでいきたいと思ひます。

皆さまと意見を出し合いながら、災害に強いまちづくりを行っていきたくと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まちづくり協議会会長 関口 孟利

# 当地区の概要

## これまでの経緯

西小松川町、東小松川一・二丁目地区(下図参照)は、道路が狭く、「救急車や消防車等の緊急車両が入りにくい」箇所があり、地震や火災による危険度が高い地区になっています。

そこで、まちの課題や今後のまちづくりについて地域の皆さまと考えるために、令和元年11月に意見交換会を開催しました。この意見交換会を受けて、今後は「まちづくり協議会」の場で、当地区のまちづくりについて具体的に話し合っていきます。

## 地区の概要・現状

地区面積：約 55.7 ha

人口：約 8,100 人

世帯数：約 3,800 世帯

### ①地震、火災による危険度が 高い地域です。

東京都は、地震と火災による危険度を、町丁目ごとに5段階でランク付けしており、当地区は全域が、総合危険度4になっています。

町丁目名	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
東小松川2丁目	4	4	2	4
東小松川1丁目	4	4	2	4
西小松川町	4	3	2	4

### ②地区内の道路は幅員4m未満の道路が多い地域です。

地区内の道路は幅員4m未満のものが多く、災害時の避難に課題があります。



### ③消防活動困難区域があります。

地区南側に消防活動困難区域があり、この区域では、火災等が発生した際に、消防車が円滑に活動できない恐れがあります。

# 「まちづくり協議会」の概要

地域の皆さまでまちの問題点や意向を出し合い、まちの将来像を検討していきたいと考えています。この将来像を実現するために「まちのルール」を定めることを想定しています。

まちの中には様々なルールがあり、それを守ることでまちなみが形成されています。安全で安心な、暮らしやすいまちについて、皆さまで話し合っただけだと考えています。

なお、協議会は2カ月に1回程度、活動をしていく予定です。

## 参加者

- 町会の会長・役員の方
- 町会から推薦された方
- 地区内にお住まいの方及び土地または建物の権利をお持ちの方で、公募により応募された方

町会役員+町会推薦 = 16名  
公募会員 = 34名  
計 50名

## 役割

- 地域住民を代表して、まちの問題点や意向などを出し合う
- 問題点の改善方法などを検討する
- 検討状況を地域住民に報告する



## 流れ

地域住民を代表して  
まちの問題点を  
明らかにする

具体的なまちの将来像や  
「まちのルール」に  
ついて話し合う

今後の目標、  
方針等を区に  
提言する

## 「第1回まちづくり協議会」でのご意見(抜粋)

- ・安全や安心を考えるならば、水害にどう対応していくのか、議論としてあっても良い。
- ・小松菜等、地域の良い点も出してまちの将来を考えていくべきである。
- ・水害対策や無電柱化にも取り組んでいく必要がある。

# 今後の流れ（予定）

令和2年度（今年度）

設立総会 第1回	6月26日	○まちづくり協議会を設立しました。 ○これまでの経緯、まちの状況、今後の予定について共有しました。
第2回	8月頃	○当地区の良い点や課題を話し合います。
第3回	9月頃	○課題解決に向けたまちづくりの方向性を考えます。
第4回	11月頃	○どのようなまちづくりが必要かを考えます。
第5回	1月頃	○まち歩きを行い、検討の参考にします。
第6回	3月頃	○今年度の話し合いについてまとめます。

令和3年度

○まちづくり方針案の設定    ○地区計画や密集事業などの計画案づくり  
○地域住民へのアンケート調査    ○地区計画案を区に提案    など

**まちの目標、方針等を区へ提言**

令和4年度以降

**提言をもとに、まちづくりに着手**

〈例〉

- ・建替えの際の地区独自のルール(地区計画)の策定
- ・地区の主要生活道路や公園の整備事業(密集事業)の導入

協議会での話し合いやアンケートの結果をもとに作成した目標・方針などを、区に提言します。

西小松川町 東小松川 まちづくり



## お問い合わせ



※このお知らせは西小松川町、東小松川一・二丁目(2ページ地図参照)にお住まいの方々や権利をお持ちの方々にお配りしています。

江戸川区都市開発部まちづくり調整課まちづくり計画係  
TEL 03-5662-6438(直通) FAX 03-5607-2267